

私は、大阪維新の会市会議員団を代表致しまして、議員提出議案第3号実効性あるギャンブル依存症対策を求める意見書に賛成の立場から討論させていただきます。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案いわゆる、IR法案が国会で可決されました。これによりカジノ施設が大阪に誕生する可能性があるわけですのでございます。当然このことによりギャンブル依存症患者が増加する可能性が否定できない以上、本市においてギャンブル依存症対策を講じなければならないことは言うまでもありません。

ただ我が会派と致しましては、カジノ施設の誕生により生じる可能性のあるギャンブル依存症患者への対策はもとより、それ以外の事象を原因とするギャンブル依存症患者に対する対策も、正面から取り組むべきだと考えております。

そのためにもまず、そもそもギャンブル依存症の原因となるギャンブルとは一体何を指すのか、実態に即して判断するよう意見書で要望したい。賭博の定義では「偶然の事情によって財物の得喪を争う行為」とあります。この定義に当てはめて考えれば、いわゆる公営ギャンブルとされる競馬、競艇はもちろんのこと、風営法第二条に規定されるパチンコ、スロットマシンも賭博、いわゆるギャンブルにあたる判断できるのではないのでしょうか。現在のパチンコ・スロットマシンの換金方式は、金銭で購入した貸し玉・貸しメダルによって得た景品物を、店外の換金所で交換するという方法になっております。

ぱちんこ屋について、平成27年11月18日付けの政府答弁書において、風営法に基づき必要な規制の範囲内で行われているものについては、刑法第百八十五条に規定する賭博罪に該当しないと考えているという趣旨のお答えがありました。パチンコが賭博罪にあたるかどうか司法判断が必要なかもしれませんが、賭博かどうかという観点からは、定義に照らし合わせてみても、一般的な感覚からみても、これは賭博に当たるとしか考えられない、ようはギャンブルなんです。従って我が会派としましては、実効性あるギャンブル依存症対策を進める上でも、パチンコ・スロットマシンをギャンブルと位置づけていただきたいのです。

殊更ギャンブル依存症対策として、パチンコ・スロットマシンをギャンブルと位置づけていただきたい理由として以下二点ございます。

一点目は、平成27年度の売上で、パチンコ・スロットマシン23兆2292億円、競馬2兆5886億、競艇1兆422億、宝くじ1兆円弱、そして現にシンガポールでのカジノ売上は約6500億です。パチンコ・スロットマシンは広義にギャンブルと定義できる可能性のあるもののうち、圧倒的な売上が誇り、その影響力が大きいと判断しているからであります。また特に設置台数に関して、大阪は東京よりも多い全国No1の352,629台であることかなおさらでございます。

二点目は、今後本市でギャンブル依存症対策をしていく上で、ギャンブル依存症の原因となるギャンブルに対する接触を制限する等の方策も考えられると思いますが、そもそものギャンブルの定義を曖昧にしたままでは、ギャンブル依存症対策は甚だ実効性に乏しいものになり兼ねません。例えば仮にカジノへの出入りを厳しく制限したとしても、パチンコ店への出入りは自由では、ギャンブル依存症患者を減らすことはできないのではないかとということなのです。

そして今後具体的なギャンブル依存症対策施策に関して、地方自治体が大きな役割を担うこととなります。ただその上で、地方自治体が十分にその機能を果たしえるよう、土台として、各省庁連携して具体策を実行していただくこと。また、風営法により認められた営業や公営ギャンブルがギャンブル依存症の原因になっている以上、当然この対策に関しての必要な財源措置をしていただくこと。合わせて当意見書で求めるものであります。

真に実効性の高い施策を実現する上で、ギャンブルの定義を明確にすることはもはや避けて通れないことだと認識しております。カジノ解禁に伴うギャンブル依存症等対策のみに注力するのでは、とても意見書の表題にある実効性あるギャンブル依存症対策にはなり得ません。ここでこの問題を曖昧にすることは、ギャンブル依存症対策に投じられる本当に貴重な血税を無駄にする行為とさえ言えるのではないのでしょうか。行政の担当者が換金の実態を知らないと回答をしたという滑稽無形なことがありましたが、このような過去にしばられた古い価値観を踏襲するのではなく、前に進めるため新しいより現実に即した価値観を再確認していただき、ギャンブル依存症患者を一人でも減らすためにも当該意見書への議員各位の賛同をお願いいたしまして私の討論を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。